

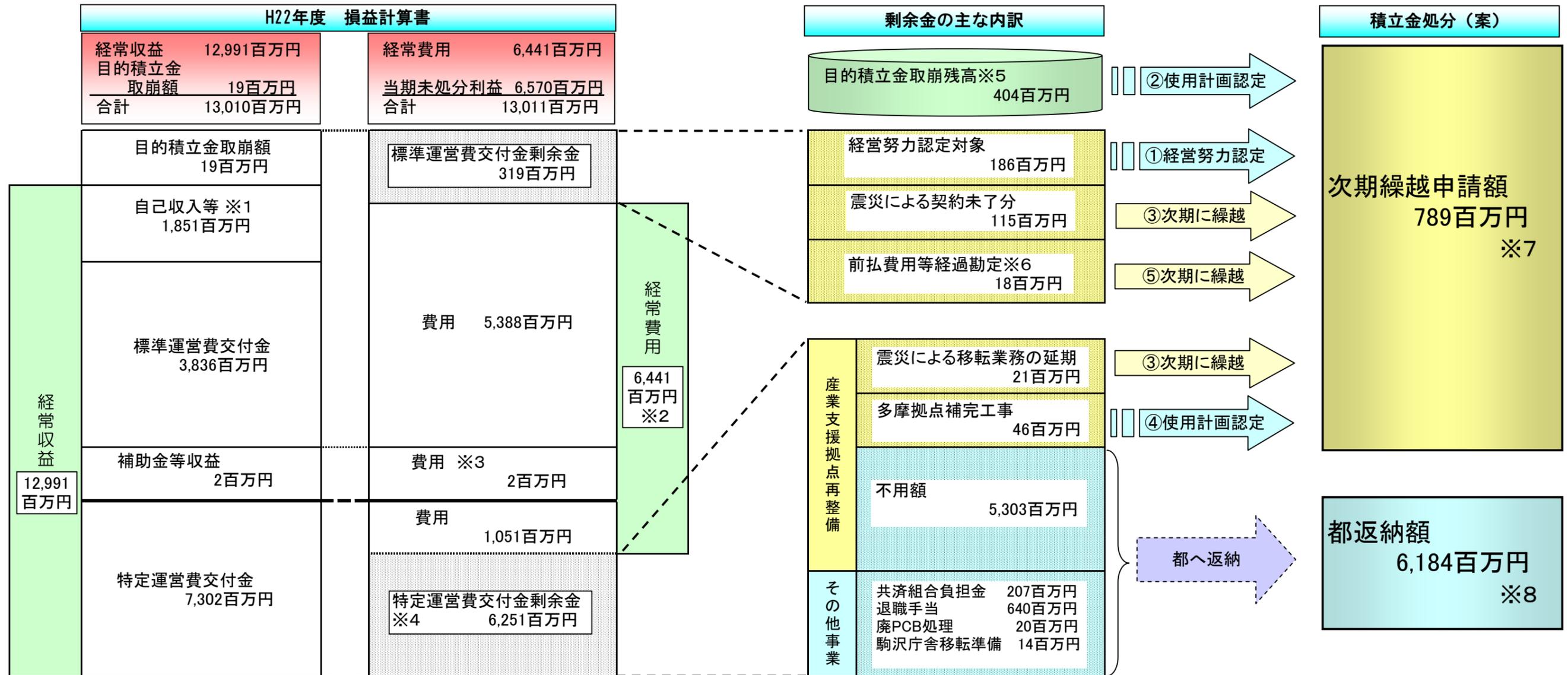
第1期中期目標期間 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センターの剰余金の概要について

資料 7-1

積立金繰越の承認にあたっての基本方針

「地方独立行政法人法第40条第4項により設立団体の長の承認を受けようとする額」は以下のいずれかの要件に合致する場合に承認する。

- ① 経営努力により生じたと認められるもの
- ② 経営努力が認定された目的積立金については、次期中期目標期間において使用計画があるもの
- ③ 法人の責に帰せない理由により、期中に使用が不可能または著しく困難な場合であり、かつ、次期中期目標期間において執行が予定されているもの
- ④ 費用進行基準適用の事業のうち、次期中期目標期間において使用計画があるもの
- ⑤ 納付する現金がない棚卸資産や、前渡金・前払費用等の経過勘定(次期に費用計上される予定の流動資産)



※1 自己収入等の内訳

手数料収益	314百万円
使用料収益	85百万円
受講料収益	10百万円
指導事業収益	2百万円
受託事業収益	333百万円
外部資金導入研究収益	148百万円
科学研究費間接経費収益	5百万円
財務収益	6百万円
雑益	3百万円
資産見返勘定戻入	945百万円
計	1,851百万円

※2 経常費用の内訳

業務費	4,099百万円
一般管理費	2,337百万円
施設整備費	2百万円
財務費用	2百万円
計	6,440百万円

※3 補助金等収益は、施設整備に要する費用が確定後に補助金を交付するため、収益金額と費用は同額になる。
 ※4 特定運営費交付金(=費用進行基準)は、中期目標期間の最終年度に未執行の運営費交付金債務を全額収益化する。

※5 目的積立金取崩残高の内訳

目的積立金累計額	870百万円
H21年度取崩額	△112百万円
H22年度取崩額	△354百万円
残高計	404百万円

※6 前払費用等経過勘定の内訳

実験用試薬・貯蔵品	5百万円
前渡金・前払費用	13百万円
計	18百万円

※7 次期中期目標期間の業務への充当

地方独立行政法人法第40条第4項に基づき、地方独立行政法人は、積立金が発生した場合には、設立団体の長の承認を受けて、次期の中期目標期間に係る中期計画で定めるところにより、次期の中期目標期間における業務に充てることができる。

※8 設立団体への納付

地方独立行政法人法第40条第6項に基づき、次期の中期目標期間における業務に充当する金額を控除してなお残額がある場合には、その残額を設立団体へ納付しなければならない。

(注) 百万円未満を四捨五入しているため合計が合わない場合がある。